

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンクTAMA（以下「本法人」という。）の倫理規程の理念に則り、本法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 法人の会員、役員、顧問、相談役及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 本法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

(1) コンプライアンス担当者

(2) コンプライアンス委員会

(コンプライアンス担当者)

第4条 コンプライアンス担当者は、理事会において選任する。コンプライアンス担当者は、理事会に対し、定期的に本法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

2 コンプライアンス担当者は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス統括部門を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス担当者の役割及び権限は以下のとおりとする。

(1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者

(2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

(3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当者を委員長とし、事務局長、外部有識者を委員として構成する。

2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

(1) コンプライアンス施策の検討及び実施

(2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング

(3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討

(4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定

(5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表

(6) その他コンプライアンス担当者が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により開催する。委員長は、コンプライアンス違反行為又はその恐れがある行為について第8条第1項に基づく報告を受けた場合には、速やかに委員会を招集しなければならない。

(報告、連絡及び相談ルート)

第7条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当者に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 コンプライアンス担当者は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、事実関係の調査を行い、当該事項への対応を理事長に報告する。

(コンプライアンス違反)

第8条 役職員が第7条に定める報告を適切に行わなかった場合には、理事会の決議により、訓戒懲戒処分等に処する場合がある。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議で行う。

附則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。(令和3年5月28日総会決議)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。(令和6年5月28日総会決議)